

別記 1

(実施要領第 3 条関係)

信州の環境にやさしい農産物認証基準

1 対象とする作目・品目等

「作目・品目等」は、原則として以下のとおりとする。

作 目	品 目
穀 類	米、麦類
豆 類	大豆
雑穀類	そば、きび、あわ
果 実	りんご、ぶどう、なし、もも、うめ、プルーン、おうとう、かき、すもも、ブルーベリー、くり
野 菜	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいこん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご、チンゲンサイ、みずな、みぶな、葉ねぎ、カリフラワー、ズッキーニ、エダマメ
特用作物	茶

上記の作目・品目以外については、事前に別途協議するものとする。

2 認証区分等

(1) 地域慣行施肥量及び地区農薬使用回数については、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(平成 15 年 5 月 26 日 15 総合第 950 号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知)第 4 の 2 の(5)に基づき、長野県が定めた比較の基準を用いる。

「地区農薬使用回数」とは

地域慣行基準の農薬使用回数に、複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)や、作物により植物生長調整剤、塗布剤等の加算できる農薬を使用した場合は、使用した回数を加算した延べ使用回数をいう。

(2) 前項に基づく、比較の基準が定められていない品目については、協議する。

(3) 認証区分は、以下によるものとする。

ア 50

化学肥料(要綱第 2 条の別表 1 の肥料を除く。)及び化学合成農薬(要綱第 2 条別表 2 の農薬を除く。)について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の 50%以上を削減した方法で生産された農産物

イ 30

化学肥料(要綱第 2 条の別表 1 の肥料を除く。)及び化学合成農薬(要綱第 2 条別表 2 の農薬を除く。)について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の 30%以上 50%未満を削減した方法で生産された農産物

3 生産管理等の基準

(1) 生産ほ場及び生産計画に関する事項

ア 生産ほ場は、他のほ場と明確に区別されていること。

(2) 土づくりに関する事項

ア 土壌診断は、1生産者あたり1カ所以上のほ場について、3年に1回以上実施すること。

イ 土壌診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行うこと。

(ア)「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施。

(イ)「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

(ウ)「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壌管理技術を適切に実施。

(エ)「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に図る。

ウ 未熟な堆肥が施用されていないこと。

エ 有機質資材の投入にあたっては環境に配慮するものとし、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずること。

(3) 施肥等に関する事項

ア 指針等に基づき、化学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されていること。

イ 原則として、肥料取締法第4条第3項に規定される普通肥料(以下「汚泥肥料等」という。)の投入がされていないこと。

ただし、以下の条件を満たす汚泥肥料等に限っては、審査の対象とする。

(ア)肥料の原料が地域内で発生し、製品が地域内で流通していること。(地域内流通の範囲は、原則として市町村又はJAの管内とする。)

(イ)製品のカドミウム含量が、現物窒素全量の含有率1%につき0.00008%以下のものであること。

ウ 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。

(4) 病害虫及び雑草防除に関する事項

ア 指針等に基づき、化学的・合理的に農薬の使用回数が低減されていること。

4 その他

(1) 流通・販売計画

生産計画と比較して整合がとれていること

(2) 認証票の利用計画

生産計画と比較して整合がとれていること